

行政の苦情は行政相談委員へ

行政相談委員は、毎日の暮らしの中で国の役所や特殊法人等が行っている仕事について、苦情や意見等の相談に応じる仕事を行っています。

次の方々が4月1日付けで、総務大臣から函館市担当に委嘱されました。お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は厳守します。

行政相談委員

野又 肇 さん	柏木町7番28号	☎51-7233
中村 公一 さん	末広町20番18号	☎22-2332
大門 春代 さん	高丘町29番17号	☎59-3003
富田 純子 さん	堀川町19番4号	☎51-8801
塗 政江 さん	亀田港町26番9号	☎45-0825
米谷 秀文 さん	本通2丁目10番26号	☎53-6396
木下 恵徳 さん	新八幡町57番地	☎86-2417
河合 満夫 さん	尾札部町1623番地2	☎63-3536

24年度 情報公開制度・個人情報保護制度の利用状況

■情報公開制度の実施状況

公開請求とその決定の状況は、表1のとおりです。公開請求の決定に対する不服申立てが1件あり、審査会からの答申に基づき、一部認容の決定を行いました。

表1 公文書の公開請求および決定の状況 (単位：人、件)

公開請求者数	公開請求件数	公開請求に対する決定等の内容			
		公開	一部公開	非公開	取下げ
62	1,278	1,056	207	13	2

■個人情報保護制度の運用状況

市が個人情報を収集等する場合に必要な手続である収集等の届出の件数は、2,910件です。また、制度に基づき例外的に収集の目的範囲を超えて、市の内部で保有個人情報を利用した目的外利用は、163件、市以外に提供した外部提供は、12万3,202件です。

自己情報の開示等の請求者数は10人、請求件数は13件です。請求の内容別内訳と開示請求に対する決定等の内容は、表2のとおりです。また、不服申立てはありませんでした。

表2 自己情報の開示等の請求および決定の状況 (単位：件)

請求の内容別内訳				開示請求に対する決定等の内容			
開示請求	訂正請求	削除請求	中止請求	開示	一部開示	非開示	取下げ
13	0	0	0	7	6	0	0

■行政資料の積極的な利用を

情報公開コーナー(市役所6階)では、市の刊行物を中心とした各種資料などを取りそろえており、閲覧や、コピーサービス(有料)の利用ができます。

※詳しい内容は担当課へお問合せください。

お問合せ 文書法制課 情報公開コーナー ☎21-3649

福祉のまちづくり施設整備費補助金

～すべての人にやさしいまちづくりのために～

市では、誰もが安全で円滑に利用することができるよう施設を整備する際、その費用の一部を補助する「福祉のまちづくり施設整備費補助金」制度を設けています。



対象建築物

市内に所在する不特定多数の方が利用する店舗等の建築物の増改築など。(バリアフリー新法の基準適合を義務づけられている施設の増改築は対象外)

対象工事

次に掲げるもので「函館市福祉のまちづくり施設整備費補助金交付要綱」に規定する整備の基準に適合させるための増改築など。

- (1) 出入口の改修
- (2) 受付までの廊下の改修
- (3) 階段の改修
- (4) エレベーターの設置
- (5) 車いす使用者用等トイレの設置
- (6) 車いす使用者用駐車施設に至る通路等の改修
- (7) 出入口までの通路の改修
- (8) 洗面所の設置
- (9) 浴室・脱衣室の改修
- (10) シャワー室・更衣室の改修
- (11) 観覧席の車いす使用者用席に至る通路等の改修
- (12) 公衆電話所の設置
- (13) カウンター、記載台の設置
- (14) 案内標示板の設置
- (15) 改札口、レジ通路の改修
- (16) 授乳、おむつ替え場所の整備

※(2)(3)(5)(6)(7)(9)(10)(11)については手すり設置工事のみも可

補助金額

補助限度額と実際に工事にかかる経費の2分の1を比較し少ない方の額(1万円未満切り捨て)

【補助限度額の例】

- ・出入口までの通路改修 25万円
- ・車いす用トイレ設置 50万円(改修は25万円)
- ・エレベーター設置 500万円(改修は150万円)
- ・カウンター等設置 10万円

※手続など詳しいことは担当課へお問合せください。

お問合せ 地域福祉課 ☎21-3289